



吹田市中小企業等チャレンジ補助金

令和4年4月15日作成

1	補助金の概要	p.1
	(1)趣旨 (2)補助対象となる取組 (3)補助金の対象者 (4)補助金額等	
2	補助対象となる取組	p.4
3	補助金の対象者	p.5
4	申請の流れ	p.6
5	エントリーシート(記入例)	p.7
6	申請・請求手続き	p.11
	(1)申請期間 (2)提出方法 (3)内容変更等 (4)関係書類と対象設備の取扱い	
7	提出物確認シート	p.12

〔申請期間〕

令和4年4月25日(月)から令和5年2月28日(火)(当日消印有効)まで【厳守】

※ エントリーシートの提出は令和4年4月25日(月)から令和4年12月23日(金)まで

〔申請・問合せ先〕

吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業等チャレンジ補助金担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により申請してください。

電話番号 06-6170-7217(直通)

FAX 番号 06-6384-1292

メールアドレス challe-hojo@city.suita.osaka.jp

〔よくあるお問合せ〕

吹田市中小企業等チャレンジ補助金ホームページをご覧ください。

吹田市中小企業等チャレンジ補助金

検索



1 補助金の概要

(1)趣旨

経済社会の変化に対応するため、事業計画策定や設備投資に積極的に取り組む事業者を支援することにより、地域経済の持続的な発展を図るものです。

(2)補助対象となる取組

- ア 新分野展開 … 新たな製品(商品)で新たな市場に進出
 - イ 業種・業態転換 … 主な「業種」又は「業態」の転換
 - ウ 業務体制改善・生産性向上 … 業務の改善策を実行し、付加価値や効率の向上
 - エ 働き方改革 … 多様な働き方を選択できるようにするための環境整備
 - オ 事業継続力強化 … 防災・減災等の事前対策(事業計画策定の区分のみ対象)
- ※ 詳しくは、「2 補助対象となる取組」をご確認ください。

(3)補助金の対象者

補助金の支給対象者は、次の要件を全て満たす必要があります。

※ 詳しくは、「3 補助金の対象者」をご確認ください。

- ア 中小企業等(個人事業主を含む)であること。
- イ 市内に主たる事業所を有していること。
- ウ 創業後1年以上の事業実績があること。
- エ 市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていないこと。
- オ 感染拡大防止に努めていること。
- カ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等ではないこと。

(4)補助金額等

ア 補助金額

補助金の交付は1事業者につき1回限りです。

AとBは併用可能ですが、どちらも申請される場合は、まとめて申請してください。

区分		補助率	補助金額(上限)
A	事業計画策定	補助対象経費の2/3	20万円
B	設備投資	補助対象経費の2/3	200万円

※1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。

※令和3年度に本補助金の支給を受けている場合は、補助金額(上限)から支給額を差し引いた残額が令和4年度の補助金額(上限)となります。

イ 補助対象経費

区分	補助対象経費																																				
A	<p>事業計画策定</p> <p>次のいずれかの計画策定に伴う専門家への謝金</p> <p>(ア)事業再構築補助金の申請に係る事業計画</p> <p>(イ)事業継続力強化計画</p> <p>(ウ)先端設備等導入計画</p> <p>(エ)経営革新計画</p> <p>(オ)経営力向上計画</p> <p>(カ)次のいずれかを目的とした事業計画</p> <p> a 新分野展開 b 業種・業態転換</p> <p> c 業務体制改善・生産性向上 d 働き方改革</p> <p>※ 次のいずれかに該当する必要があります。</p> <p>・認定経営革新等支援機関と策定した事業計画であること。</p> <p>・官公庁等への各種認定等申請を行った事業計画であること。</p> <p>※ 令和3年4月1日以降に発注・契約し、令和4年3月1日から令和5年2月28日までに計画策定が完了し、令和5年2月28日までに支払った経費が補助対象となります。</p>																																				
B	<p>設備投資</p> <p>「2 補助対象となる取組」を目的とした次の設備投資にかかる費用</p> <table border="1" data-bbox="513 1010 1353 1704"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="513 1010 1353 1070">対象経費の要件</th> </tr> <tr> <th colspan="4" data-bbox="513 1070 1353 1131">(ア) 機械装置・システム構築費</th> </tr> <tr> <th data-bbox="571 1131 801 1216">分類</th> <th data-bbox="801 1131 991 1216">1台あたりの最低価格(税抜)</th> <th colspan="2" data-bbox="991 1131 1353 1216">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1216 801 1276">機械装置</td> <td data-bbox="801 1216 991 1276">160万円</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1216 1353 1276">販売開始日から10年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1276 801 1337">工具</td> <td data-bbox="801 1276 991 1337">30万円</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1276 1353 1337">販売開始日から5年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1337 801 1397">器具備品</td> <td data-bbox="801 1337 991 1397">30万円</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1337 1353 1397">販売開始日から6年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1397 801 1458">ソフトウェア</td> <td data-bbox="801 1397 991 1458">30万円</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1397 1353 1458">販売開始日から5年以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1458 801 1581">キッチンカー ※飲食店の業態 転換に限る。</td> <td data-bbox="801 1458 991 1581">160万円</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1458 1353 1581">初度登録年月から5年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 1581 991 1704">(イ) 工事費等 (ア)に伴う事業所等の改装、付属設備、付帯経費(運送費、据付費等)</td> <td colspan="2" data-bbox="991 1581 1353 1704">(ア)の経費の1/2以内であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年4月1日以降に発注・契約し、令和4年3月1日から令和5年2月28日までに納品が完了し、令和5年2月28日までに支払った経費が補助対象となります。</p> <p>※ 市内事業所において生産、販売活動等の用に直接供するもので、「2 補助対象となる取組」に必要なものであることが明確に特定できるものが補助対象となります。</p> <p>※ 1台の金額が300万円(税抜)以上となる設備等は、原則として複数の見積書の徴取が必要です。</p>	対象経費の要件				(ア) 機械装置・システム構築費				分類	1台あたりの最低価格(税抜)	時期		機械装置	160万円	販売開始日から10年以内		工具	30万円	販売開始日から5年以内		器具備品	30万円	販売開始日から6年以内		ソフトウェア	30万円	販売開始日から5年以内		キッチンカー ※飲食店の業態 転換に限る。	160万円	初度登録年月から5年以内		(イ) 工事費等 (ア)に伴う事業所等の改装、付属設備、付帯経費(運送費、据付費等)		(ア)の経費の1/2以内であること。	
対象経費の要件																																					
(ア) 機械装置・システム構築費																																					
分類	1台あたりの最低価格(税抜)	時期																																			
機械装置	160万円	販売開始日から10年以内																																			
工具	30万円	販売開始日から5年以内																																			
器具備品	30万円	販売開始日から6年以内																																			
ソフトウェア	30万円	販売開始日から5年以内																																			
キッチンカー ※飲食店の業態 転換に限る。	160万円	初度登録年月から5年以内																																			
(イ) 工事費等 (ア)に伴う事業所等の改装、付属設備、付帯経費(運送費、据付費等)		(ア)の経費の1/2以内であること。																																			

ウ 補助対象経費とならないもの

次の経費は補助対象となりません。

1	対象期間外に発注・契約、納品、又は支払った経費
2	汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費（例：パソコン、プリンタ、コピー機、電話機、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、テレビ、冷蔵庫、エアコン、空気清浄機など）
3	1台あたりの価格が対象経費の要件に規定する最低価格を下回るもの（例：10万円の工具を10個購入する場合など）
4	ランニングコスト（例：維持費、管理費、通信費、保守料、月額・年額利用料など）
5	吹田市外の事業所において使用することを目的とした設備等の購入費
6	家賃、光熱水費、各種保険料、振込等手数料
7	不動産の購入費、車両の購入費（飲食店がキッチンカーを導入する場合を除く。）
8	販売する商品の原材料費、消耗品や衛生用品（例：アクリル板、マスク、消毒液など）の購入費
9	既存設備の維持、補修、単なる更新など
10	感染対策やコスト改善のための経費（例：空調設備、LED照明など）
11	建物、構築物、設備などの撤去費、単なる改修工事など
12	ホームページ等作成委託費
13	既に購入済のソフトウェアに対する単なる増台、追加ライセンス費用、又はリビジョンアップのための費用
14	他の補助事業の採択を受けている、又は受ける予定がある経費（例：ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金など）
15	恒常的に利用されないもの（緊急時などの一時的な利用が目的のもの）
16	対象設備の予備品（例：交換カートリッジ、予備電池など）
17	上記のほか、補助金の目的・趣旨から適切でないと吹田市が判断するもの

— ご注意ください — 税の申告について —

- 補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。適正な申告のため、確定申告の際に所轄の税務署にご確認ください。
- 事業を営むために所有する構築物、機械、器具、備品などの事業用資産は、償却資産として課税の対象となります。1月1日（賦課期日）現在所有する償却資産について申告していただくこととなりますので、申告書等を期日までに吹田市税務部資産税課へご提出ください。

2 補助対象となる取組

取組		説明
ア	新分野展開	<p>新たな製品（商品）で新たな市場に進出。</p> <p>→主たる業種又は業態を変更することなく、新たな製品（商品）を提供することにより、新たな市場に進出することをいいます。申請者にとって、①新たな製品（商品）の提供が新規性を有するものであり、かつ、②新たな製品（商品）の属する市場が新規性を有するものであることが要件です。</p> <p>（例）日本料理店が、新サービスとして高齢者配食事業を新たに開始する場合、①既存の商品と新サービスの代替性は低く、②市場の新規性を有する「新分野展開」に該当するものと考えられます。</p>
イ	業種・業態転換	<p>主な「業種」又は「業態」の転換。</p> <p>→主たる業種を変更、又は製品（商品）の提供方法等の業態を変更することをいいます。</p> <p>（例）市内で飲食店を営む事業者が、キッチンカーによる移動販売を市内で開始する場合、製品（商品）の提供方法を相当程度変更する「業態転換」に該当するものと考えられます。</p> <p>（対象外）衣料品販売店を3店舗経営する企業が、新たに同様の販売店を開店する場合や、単に宅配サービスを導入する場合など、製品（商品）の単なる提供量の増大や提供方法の容易な改変である場合は、要件を満たしません。</p>
ウ	業務体制改善・生産性向上	<p>業務改善策を実行し、付加価値や効率の向上。</p> <p>→業務を効率化するために、現在の業務体制や工程の状況を明らかにし、現状を踏まえた業務の改善策を検討・実行することによって、付加価値又は効率の向上若しくはその両方に取り組むことをいいます。</p> <p>（例）先端設備等導入計画に基づく測定器の導入により、熟練工以外の従業員でも検査にばらつきが生じない体制を構築し、検査工程の短縮によって、労働生産性を向上させる場合は、要件を満たすものと考えられます。</p> <p>（対象外）既存設備の維持、補修、単なる更新や、単なる提供量の増大や提供方法の容易な改変である場合は、要件を満たしません。</p>
エ	働き方改革	<p>多様な働き方を選択できるようにするための環境整備。</p> <p>→「働き方改革」は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。</p> <p>具体的な取組内容は、国の「働き方改革特設サイト」をご参考ください。</p> <p>（例）勤怠管理システムを導入し、フレックスタイム制の推進と事務負担の軽減に取り組む場合は、要件を満たすものと考えられます。</p>
オ	事業継続力強化	<p>防災・減災等の事前対策（事業計画策定の区分のみ対象）。</p> <p>→地震、水害等の自然災害や新型コロナウイルスを含む感染症等へ備えるため、専門家の支援を受けて、「事業継続計画（BCP）」又は「事業継続力強化計画」を策定することをいいます。</p> <p>※事業継続力強化計画認定制度により、税制優遇や国の補助金の加算などの支援策が活用できます。</p>

3 補助金の対象者

要件		内容(全てに <input type="checkbox"/> が入ることが要件です)
ア	中小企業等(個人事業主を含む)であること。	<input type="checkbox"/> 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者である会社又は個人であること。 <input type="checkbox"/> 大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)でないこと。 ※ ただし、NPO法人や一般社団法人等は、補助対象経費が「A事業計画策定」の区分であり、国の補助金等にかかる申請を目的とした場合で、その補助金等の対象であるときは、要件を満たすものとします。
イ	市内に主たる事業所を有していること。	(法人の場合) <input type="checkbox"/> 吹田市において法人市民税の均等割が課税されていること。 <input type="checkbox"/> 市内事業所が法人登記簿又は定款に記載の本店であり、申請者の意思決定ができる事業所であること。ただし、本店が事業活動の場ではない場合は、市内にのみ事業所を有していること。 (個人の場合) <input type="checkbox"/> 市内にのみ事業所を有していること、又は市内事業所が主たる事業活動の場であること。
ウ	創業後1年以上の事業実績があること。	(法人の場合) <input type="checkbox"/> 法人登記簿又は定款に記載される会社設立の日以降に1年以上の事業実績があること。 (個人の場合) <input type="checkbox"/> 個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている事業開始日以降に1年以上の事業実績があること。
エ	市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 市町村民税を滞納せずに支払っていること。 ※ 納期限を過ぎている場合であっても、期限後の納付について、納付約束をし、計画的に納付を行っている場合や、徴収猶予等により猶予期間中である場合は、要件を満たすものとします。
オ	感染拡大防止に努めていること。	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策(消毒の徹底、換気の確保等)を実施していること。
カ	政治団体、宗教上の組織若しくは団体等ではないこと。	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しないこと。 (ア) 政治・経済団体、又は宗教上の組織若しくは団体 (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者 (ウ) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者

4 申請の流れ

(1) エントリーシートの提出



<令和4年12月23日(金)まで>

吹田市ホームページから「エントリーシート」をダウンロードし、見積書等を添付して、吹田市にメールで提出。

宛先 吹田市都市魅力部地域経済振興室
中小企業等チャレンジ補助金担当 宛
challe-hojo@city.suita.osaka.jp

(2) 吹田市からメール等連絡 (約1週間以内)



吹田市から、補助対象となる取組についての補足説明等を求める連絡をします。要件を満たすものと確認できましたら、今後の手続きについてご案内します。

(3) 申請書類の作成



吹田市ホームページから「吹田市中小企業等チャレンジ補助金交付申請書」(様式第1号)をダウンロードし、必要な書類を添付してください。

※「7 提出物確認シート」をご確認ください。

(4) 補助金の交付申請 (郵送で吹田市へ)



提出書類に不備等があれば、吹田市から連絡し、追加書類等を求める場合があります。

宛先 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市都市魅力部地域経済振興室
中小企業等チャレンジ補助金担当 宛

(5) 交付決定通知の送付 (吹田市から申請者へ)



吹田市から申請者に、「交付決定通知書」を郵送します。

(6) 補助金の対象経費の支払 (申請者から取引先へ)



領収書の写し(支払日、支払金額の分かるもの)等の必要書類を保管してください。

(7) 補助金の請求 (郵送で吹田市へ)



吹田市ホームページから「吹田市中小企業等チャレンジ補助金交付請求書」(様式第5号)をダウンロードし、必要な書類を添付してください。

<令和5年2月28日(火)(当日消印有効)まで【厳守】>

宛先 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市都市魅力部地域経済振興室
中小企業等チャレンジ補助金担当 宛

<実地検査(必要に応じて吹田市が実施)>

申請内容を確認するため、吹田市が実地検査を行うことがあります。

(8) 補助金の交付 (吹田市から申請者へ)

提出書類に不備等がなければ、原則として請求の約1か月後に補助金が指定口座に振り込まれます。

※ 振込日のご案内は行いません。

ご注意ください - 追跡検査について -

- 必要に応じて、追跡検査を行います。補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後10年間保存してください。
- 補助金交付後に、この検査等により補助金の返還指示があった場合は、これに従わなければなりません。

5 エントリーシート(記入例)

1/2ページ

- 【提出方法】 募集要項を確認し、御記入の上、中小企業等チャレンジ補助金担当 challe-hojo@city.suita.osaka.jp までメールで送信してください。
- 【提出期限】 令和4年12月23日(金)まで
- 【メール件名】 エントリーシート(事業者名)
※その他補足事項等はメール本文に記入してください。

(1) 申請者

事業所所在地	〒564-0041 吹田市泉町1丁目*-**		
本店所在地	<input type="checkbox"/> 同上	吹田市江坂町2丁目*-**	
フリガナ	カブシキガイシャ スイタ	主たる業種 ※1	製造業
事業者名(屋号)	株式会社 すいた		
フリガナ	スイタ アイ		
代表者	(役職) ※法人のみ 代表取締役社長	(氏名) 吹田 愛	
担当者	吹田 勇気	電話番号	06-****-****
メール	suita@○○○○○		
補助対象経費 の区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 事業計画策定	<input checked="" type="checkbox"/> B 設備投資	

※1 日本標準産業分類上の大分類を記入してください。

対象者の要件について各事項を確認し、間違いなければチェックボックスにチェックを入れてください。

<p>次のいずれにも該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条に定める中小企業者である会社又は個人である。 ・市内に主たる事業所を有している。 ・創業後1年以上の事業実績がある。 ・市町村民税の滞納(不申告を含む。)をしていない。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のために、適切な感染防止対策を実施している。 	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>次のいずれにも該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業が実質的に経営に参画している企業(いわゆる「みなし大企業」)である。 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体である。 ・補助対象経費に対する国等の行う補助金の採択を既に受けている又は受ける予定である。 ・補助金により取得する設備等について、財産処分制限期間中に、処分する予定である。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営んでいる。 ・大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに規定する者である。 	<input checked="" type="checkbox"/>

(2) 申請予定内容

A 事業計画策定

取組の種類	<input type="checkbox"/> 新分野展開 <input type="checkbox"/> 業務体制改善・生産性向上 <input checked="" type="checkbox"/> 事業継続力強化 <input type="checkbox"/> 業種・業態転換 <input type="checkbox"/> 働き方改革		
事業計画の種類	<input type="checkbox"/> 事業再構築補助金の申請に係る事業計画 <input checked="" type="checkbox"/> 事業継続力強化計画 <input type="checkbox"/> 経営革新計画 <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画 <input type="checkbox"/> 経営力向上計画 <input type="checkbox"/> その他		
事業計画の内容 ※1	<p>地震、水害等の自然災害や新型コロナウイルスを含む感染症等へ備えるため、事業継続力強化計画を策定し、国の認定を受けます。</p>		
依頼先	すいた中小企業診断士事務所	内容の分かる見積書や契約書等の写しを添付して提出してください。	
支払(予定)額 (税込)	90,000 円		
発注・契約(予定)日	令和 4 年 5 月 20 日	支払(予定)日	令和 4 年 6 月 30 日

B 設備投資

設備を導入する 市内事業所(店舗)	事業所(店舗)名 株式会社すいた 吹田工場 所在地 吹田市泉町1丁目*-**	取組の種類が「業務体制改善・生産性向上」の場合は、別紙「業務体制改善・生産性向上の取組内容」も提出してください。
取組の種類	<input type="checkbox"/> 新分野展開 <input checked="" type="checkbox"/> 業務体制改善・生産性向上 <input type="checkbox"/> 業種・業態転換 <input type="checkbox"/> 働き方改革	
設備の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 機械装置 <input type="checkbox"/> ソフトウェア <input type="checkbox"/> 工具 <input type="checkbox"/> キッチンカー <input type="checkbox"/> 器具備品 <input type="checkbox"/> 工事費等	
設備投資の内容 ※1	(導入機器等の詳細や用途、設備投資による効果等) <p>現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、先端設備等導入計画に基づき、新たに〇〇製造機を導入します。これにより、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮を図ることによって、労働生産性を向上させます。</p>	
発注・契約(予定)日	令和 3 年 12 月 20 日	令和3年4月1日以降に発注・契約したものであり、令和4年3月1日から令和5年2月28日までに納品が完了し、令和5年2月28日までに支払う必要があります。
納品(予定)日	令和 4 年 8 月 15 日	
支払(予定)日	令和 4 年 8 月 31 日	
設備投資(予定)額 ※2 (税込)	8,800,000 円	(内訳) 補助対象経費 6,600,000 円 対象外経費 2,200,000 円

※1 作成日時点の内容「り」とし、詳細が

※2 設備投資(予定)額については、当該設備投資に係る金額のうち補助対象経費と補助対象外経費を確認するため、内訳の分かる見積書等を添付してください。

※3 現在の事業状況によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

補助金を活用した事業展開プラン(記入例)

(エントリーシート別紙①)

- 【提出が必要なとき】 申請予定内容が「B 設備投資」であり、取組の種類が「新分野展開」又は「業種転換」の場合に提出してください。
 ※上記以外にも、吹田市から提出を求められた場合は提出してください。
 ※本事業計画書の代わりに、経営革新計画又は経営力向上計画を提出することができます。

(現在の事業の概要)

現在の事業内容	日本料理店として約 30 年間地域に根付いた事業を実施している。
事業の状況	<p>(強み) 既存店は、地域住民の社交の場として、ミドル・シニア層の利用が多い。</p> <p>(弱み) 団体向けの仕出しサービスは人手不足で受注が難しくなってきた。</p> <p>(機会) 健康医療のまちづくりが進み、減塩メニューへの意識が高まっている。 「高齢者配食」分野は、今後成長が見込まれる。</p> <p>(脅威) 来客数の減少が続く、未だにコロナ禍の収束が見通せない。</p>

(補助金を活用した事業展開の内容)

新たに導入する設備	高齢者に配慮した食品加工を効率的に行えるように、食品マルチスライサーと弁当箱用自動盛付機を導入する。
その設備を活用した事業展開	高齢者向け配食サービスの開始に当たり、機械化による業務の省力化を図り、スタッフは減塩食の調理や新メニューの開発など、付加価値の高い業務に集中する体制を構築する。

(事業スケジュール等)

	予定している事業展開の内容	1 期(1 年間)の売上高(見込)
令和 4 年 (2022 年)	認定経営革新等支援機関に相談しながら、安定的な業務体制を構築する。	1,000 万円
令和 5 年 (2023 年)	○○○○○。 ○○○○○○。	1,200 万円
令和 6 年 (2024 年)	○○○○○。 ○○○○○○。	1,400 万円

業務体制改善・生産性向上の取組内容(記入例)

(エントリーシート別紙②)

【提出が必要なとき】 申請予定内容が「B 設備投資」であり、取組の種類が「業務体制改善・生産性向上」の場合に提出してください。
 ※先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は、提出不要です。

【業務体制改善・生産性向上の説明】

業務を効率化するために、現在の業務体制や工程の状況を明らかにし、現状を踏まえた業務の改善策を検討・実行することによって、付加価値又は効率の向上若しくはその両方に取り組むことをいいます。

内容確認 (全てに <input checked="" type="checkbox"/> が入ることが要件です)	
汎用性があり、目的外使用になり得るものではない。 (例:パソコン、プリンタ、コピー機、電話機、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、テレビ、冷蔵庫、エアコン、空気清浄機など)	<input checked="" type="checkbox"/>
既存設備の維持、補修、単なる更新などではない。	<input checked="" type="checkbox"/>
恒常的に利用するものである。 (緊急時などの一時的な利用が目的のものではない。)	<input checked="" type="checkbox"/>

業務体制改善 … 現在の業務体制や工程の状況を踏まえた業務の改善策を記入してください。	
改善したい内容	(生産性向上の取組によってめざす方向性等) 今後の受注増に向けて、安定した生産体制を構築したい。
現状の問題点	(現在の業務体制や工程等) 食品加工の工程において、特定の従業員しか状況を判断できない場面がある。高品質な商品を安定的に生産する体制の構築が必要。
改善策(設備投資)の効果	(設備投資の具体的な効果) 最新の機器を導入することによって、生産工程を数値化でき、従来よりも高精度な加工が可能になる。 さらに、生産期間を短縮させ、労働生産性を向上させることができる。
生産性向上 … 次のいずれか又は両方を記入してください。	
設備投資による付加価値の向上の効果	(顧客数、製品(商品)単価、顧客満足度等の向上) 特別な温度管理を行うことで、商品の色合いや触感を調整でき、顧客のニーズに応じた食品加工が可能になる。
設備投資による業務効率の向上の効果	(労働時間の低減等) 生産期間の短縮により、労働生産性が向上する。さらに、生産工程を数値化することによって、どの従業員でも規格どおりの商品を安定的に生産できるようになる。

6 申請・請求手続き

[宛先]

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市都市魅力部地域経済振興室
中小企業等チャレンジ補助金担当 宛

(1) 申請期間

令和4年4月25日(月)から令和5年2月28日(火)(当日消印有効)まで【厳守】

(2) 提出方法

交付申請書類や請求書類は、郵送してください。

なお、提出された書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※申請内容に関する情報は、補助金の審査及び支給並びに統計資料の作成に関する事務に限り使用し、その他の目的には使用しません。ただし、税務情報として使用すること、及び大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

(3) 内容変更等

やむを得ない事情等により、交付申請後又は交付決定を受けた後に、申請内容を変更又は中止しようとする場合は、事前に吹田市に変更の申請を行う必要があります。

(4) 関係書類と対象設備の取扱い

ア 申請書類の保管

補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後10年間保存してください。

イ 補助対象となった設備の管理

補助金により取得し、又は効用の増加した設備については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。

また、単価50万円(税抜)以上の機械装置等は、「処分制限財産」に該当し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されます。財産処分制限期間においては、吹田市の承認なく、目的外使用、転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等を行うことはできませんのでご注意ください。

財産処分制限期間の例	
処分制限財産	財産処分制限期間
食料品製造業用設備	10年
理容又は美容機器	5年
測定工具及び検査工具	5年
ソフトウェア	5年

※詳しくは、吹田市にお問い合わせください。

7 提出物確認シート

提出された申請書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。

※ AとBのどちらも申請する場合、共通して必要となる書類は1部のみで結構です。

※ これらの書類の他に、必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

【エントリーシート】

書類		A 事業計画策定	B 設備投資
1	エントリーシート	○	○
2	(該当する場合のみ) 補助金を活用した事業展開プラン(エントリーシート別紙①) 業務体制改善・生産性向上の取組内容(エントリーシート別紙②)	—	○
3	申込内容の分かる書類の写し (内容の分かる見積書、契約書、カタログ、概要書等)	○	○
4	直近の確定申告書の写し (法人の場合は、別表一と法人事業概況説明書)	○	○

【補助金の交付申請】 ※ エントリーシート提出時に提出済の書類は、再提出不要です。

書類		A 事業計画策定	B 設備投資
1	吹田市中小企業等チャレンジ補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○
2	(複数の分野で事業を行っている場合) 事業や会社を紹介するパンフレット、ホームページの写し等	○	○
3	履歴事項全部証明書の写し (個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書)	○	○
4	事業計画の策定にかかる契約書等の写し (専門家への謝金の額の分かるもの)	○	—
5	導入する製品のカタログ等の写し (設備等の性能や販売開始時期の分かるもの)	—	○
6	仕様書、見積書、発注書、契約書等の写し (設備等の内容の分かるもの)	—	○
7	事業者選定理由書(様式第2号) ※1台の金額が300万円(税抜)以上となる設備等は、原則として複数の見積書を徴取し、その写しの提出が必要です。	—	○
8	事業所等の現況写真(参考様式1) (①外観、②内観、③設備等の設置予定場所)	—	○
9	市町村民税の納付又は非課税を証する書類の写し	○	○
10	(該当する場合のみ) エントリーシート提出時に追加提出を求められた書類	○	○

【補助金の請求】

書類		A 事業計画策定	B 設備投資
1	吹田市中小企業等チャレンジ補助金交付請求書 (様式第5号)	○	○
2	領収書又は振込完了通知の写し等 (支払日及び支払金額の分かるもの)	○	○
3	専門家に謝金を支払って策定した事業計画	○	—
4	納品書及び請求書の写し (補助対象経費の内訳の分かるもの)	—	○
5	導入した設備等の写真(参考様式2) (①設備等の全体、②設備等の銘板やラベル等)	—	○
6	本補助金の振込先預金口座の通帳の写し (通帳表紙の次の見開きページの、金融機関名、口座番号、口座名義人等を確認できる部分)	○	○